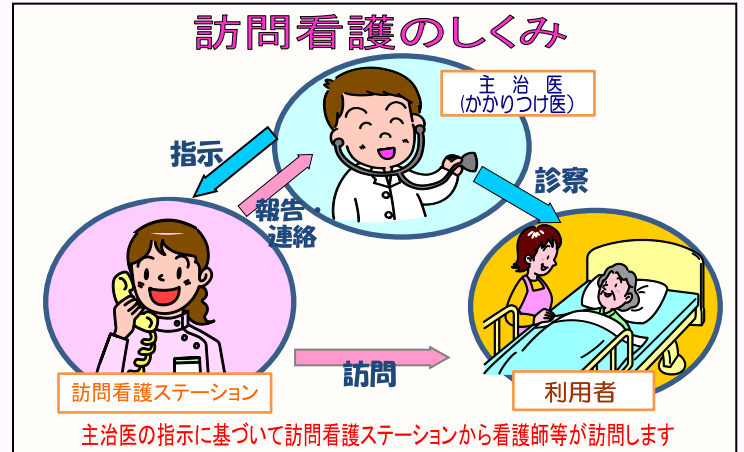


訪問看護サービス 敦賀市医師会協力

主治医の指示に基づき保健師や看護師、作業療法士などが障がいのある方の家庭を訪問し、病状の観察、床ずれの手当、体位の変換、服薬の管理、医療機器の管理、リハビリテーション、清拭・洗髪、家族への介護指導等の訪問看護サービスを提供します。



主なサービスの内容

- 病状の観察
- 服薬の管理
- リハビリテーション
- ターミナルケア
- 食事・水分・栄養摂取の管理、排泄ケア
- 創(床ずれ)や創傷の処置
- 清潔・洗髪・入浴介助・陰部洗浄などの清潔看護
- 医療機器等の操作援助・管理
- 療養生活への助言・家族の支援 など



自立支援医療(更正医療、育成医療、精神通院)でのご利用についてもお気軽にご相談ください

営業のご案内

営業日 毎日

ただし12月29日～翌年の1月3日までは休み
※終末ケア等を必要とする場合は、営業日以外の利用についてご相談に応じます。

営業時間 午前8時30分～午後5時30分

※終末ケア等を必要とする場合は、営業時間以外の利用についてご相談に応じます。

敦賀市訪問看護ステーション

電話 22-7200(直通) 22-3133(代)

敦賀市東洋町4番1号
敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」

お問い合わせは
利用のご相談は

サービスの利用について

障害者総合支援法による障害福祉サービス(居宅介護[ホームヘルプサービス]、同行援護、重度訪問介護、生活介護[デイサービス]等)・地域生活支援事業(移動支援事業、生活サポート事業等)を利用するためには、市町村に支給申請を行う必要があります。障害福祉サービスの利用については、市町村の指定を受けた特定相談支援事業所でケアプラン(サービス等利用計画)の案を作成し、ケアプランの案と関係書類を市町村に提出して支給決定を受ける必要があります。手続きの方法や特定相談支援事業所に関する情報は、敦賀市社会福祉協議会までお問い合わせください。

また、訪問看護サービス、訪問入浴サービスの利用の申し込みに関しては、敦賀市社会福祉協議会まで直接お問い合わせください。

なお、65歳以上(特定疾病の場合、40歳以上の方も含まれます)で障がいのある方は、原則として介護保険制度でのサービスのご利用となります。ご了承ください。



週間計画

	月	火	水	木	金	土	日
午前							
午後							

障がいのある方の在宅サービス利用のお問い合わせは

社会福祉法人 敦賀市社会福祉協議会

電話 22-3133(代) ファックス 22-3785

ホームページ <http://tsurugashishakyo.ec-net.jp/>

〒914-0047 敦賀市東洋町4番1号
敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」

社協事務所位置図

